

受益者負担金（施設使用料等）の適正化について

1. 受益者負担の原則

受益者負担とは、公共施設の利用や各種証明書の発行など公共サービスを利用する人に、そのサービスに応じた負担を求めるものです。公共サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、利用しない人との公平性が確保されるという考え方です。

2. 坂井市の現状

市における受益者負担については、合併前の旧4町の受益者負担額を踏襲する形で設定されています。そのため、負担額の算定根拠が不明確であったり、サービス間の整合性が図られていない現状があることなどから、受益者負担の透明性やサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性が確保されているとは言い難い状況にあります。

施設の管理運営、さらには、将来の施設の大規模改修や建替えには多額の費用が必要ですが、この経費の多くは市税が充てられることとなります。そのため、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性の観点から利用者負担割合が適切であるかどうかを含め検討する必要があります。

3. 検討の目的

第二次行政改革大綱の実施計画の取組の一つである「受益者負担金の適正化」の推進を図るため、まずは受益者負担の基本的な考え方を検討することとしました。

検討にあたっては、内部での検討会を設置し、負担を求める場合の基準や負担額の算定根拠を明確にして、公正性や透明性を確保するとともに、「受益者負担の原則」に基づいて、受益者負担の適正化に関する考え方の整理を行います。

4. 今後の対応

今回、行政改革推進協議会の委員の皆様にご意見を頂き、坂井市における受益者負担金のありかたについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

まずは基本方針を明確することにより、改定時期等については、社会状況等を見極めながら慎重に判断していきたいと考えております。